

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目9番18号
ナブテスコ株式会社
代表取締役社長 松本和幸

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができます。その場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成20年6月23日（月曜日）午後6時までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご返送いただくか、またはインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第5期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたって 議決権の重複行使の取扱い
の決定事項

- (1) 株主さまがインターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) 株主さまが書面及びインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名が代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
 3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nabtesco.com>) において修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界の経済情勢は、米国では期前半は高い成長率をみせたものの、サブプライムローン問題の影響により、期後半は景気の減速傾向が強まりました。しかしながら、アジアでは高成長を維持している中国をはじめ、他の国も輸出を中心に好調に推移し、欧州でも外需の好調さに加え、内需も堅調さを見せ、景気は底堅さを維持しました。

一方、国内経済は、好調な企業業績を背景とした設備投資の拡大や雇用情勢の改善により緩やかな回復基調を持続してきましたが、継続的な原油・原材料価格の高騰による影響や米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的な金融・資本市場の混乱、さらには円高基調の為替動向や株安などの要因も重なり、景気は先行き不透明な状況となりました。

このような状況下において、当社グループは、中期経営計画最終年度の目標達成に向けて、国内外での市場の開拓、新商品の上市等を積極的に行ってまいりました。

さらに、航空・油圧機器事業における油圧機器事業及び精密機器事業における設備投資による能力アップをはじめ、各工場でも生産ラインの改善、生産性向上を推進してまいりました。

この結果、当期の連結業績は、売上高は前期比7.9%増加の1,742億円、営業利益は同18.3%増加の194億円、経常利益は同18.9%増加の200億円、当期純利益は同12.7%増加の110億円となりました。

セグメント別の概況は次のとおりです。

【精密機器事業】

精密機器事業の売上高は前期比11.4%増加の329億円、営業利益は同32.2%増加の46億円となりました。

精密減速機は、主力の産業用ロボット向けにおいて、自動車業界の設備投資が調整期を脱し、成長基調に転じ、工作機械向けも堅調に推移したため、売上が増加しました。

【輸送用機器事業】

輸送用機器事業の売上高は前期比7.1%増加の489億円、営業利益は同10.3%増加の60億円となりました。

鉄道車両関連機器は、海外市場において中国の高速鉄道向けの納入が一段落したものの、国内市場では、N700系新幹線の車両生産が本格化し、JR・民営鉄道各社の車両更新も活発に行われたことから、売上が増加しました。

自動車関連機器は、国内の普通トラックは、排ガス規制による新車需要が収束し、さらに、燃料価格高騰の影響を受け、需要は減少傾向にありますが、海外生産、輸出車向けが増加しており、前期並みの売上を確保することができました。

船用エンジン制御システムについては、全世界の新造船建造隻数が史上最高を更新し、売上が増加しました。

【航空・油圧機器事業】

航空・油圧機器事業の売上高は前期比13.3%増加の566億円、営業利益は同31.8%増加の45億円となりました。

油圧機器は、油圧ショベル、ミニショベルの世界需要の拡大が続き、走行モーターの売上が大幅に増加しました。また、風力発電機用駆動装置が世界的なクリーンエネルギーに対する関心の高まりから市場規模が拡大したことにより、その売上を伸ばしております。

航空機器は、中東・アジア地域における民間航空業界が好調に推移するとともに、低燃費タイプの機体への代替需要に伴う航空機の生産機数増加及びアフターマーケットの需要増により、売上が増加しました。

【産業用機器事業】

産業用機器事業の売上高は前期比1.3%減少の357億円、営業利益は同5.0%増加の41億円となりました。

自動ドア関連分野では、汎用自動ドアが前期に比べほぼ横ばいとなる一方でユニット型商品（扉、サッシ等を含む開口部一式商品）が伸長するとともに、鉄道用プラットホームドアも海外向けが好調に推移し、売上が増加しました。

包装機械は、主力の食品向けが欧州での売上を伸ばしました。

しかしながら子会社株式の譲渡により、産業用機器事業全体での売上高は減少しました。

セグメント別情報

区 分	精 密 機器事業	輸 送 用 機器事業	航空・油圧 機器事業	産 業 用 機器事業	合 計
売 上 高 (百万円)	32,912	48,981	56,634	35,725	174,254
営 業 利 益 (百万円)	4,682	6,060	4,554	4,133	19,429

(2) 中期経営計画の達成状況

平成19年度を最終年度とする中期経営計画の目標数値に対する達成状況につきましては、ROA及びROE並びにフリー・キャッシュ・フロー（FCF）については未達となりました。売上高及び利益額は、中期経営計画の目標数値を達成しました。

	平成19年度目標	平成19年度実績
売上高	1,550億円	1,742億円
営業利益	170億円	194億円
営業利益率	11.0%	11.2%
当期純利益	95億円	110億円
ROA	8.0%	6.8%
ROE	15.0%	14.7%
FCF(3カ年の累計)	250億円	221億円

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの設備投資につきましては、当期中に実施した設備投資は総額56億円であります。その主なものは、航空・油圧機器事業における油圧機器事業及び精密機器事業における設備投資で、能力増強・生産合理化を目的としたものです。

資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済の情勢につきましては、サブプライムローン問題に端を発する信用不安に伴い米国経済は減速傾向が明らかになっており、その影響は日本、欧州等の先進国へも波及しております。一方で、BRICsに代表される新興国、中東産油国では引き続き堅調な成長が見込まれ、国内企業もそれらの諸国への輸出が増加するものの、世界的な原材料費高騰や為替相場の変動などの不安定要因もあり、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

当社グループを取り巻く経営環境は、油圧モーターの主要ユーザーである建設機械業界において、新興国市場での需要の伸長が引続き期待されるものの、産業用ロボットの主要ユーザーである自動車業界の設備投資に若干の懸念材料が見られます。また高騰を続ける原材料費の影響や急激な為替相場の変動などが利益に影響を与える可能性があります。

このような状況の中で、当社は平成20年5月に、平成20年度を初年度とする新中期経営計画「Global Challenge 2010」を策定しました。

その達成のため全社一丸となって諸施策に取り組んでまいります。

新中期経営計画の概要

平成20年度からの3ヵ年において、「新中期経営計画基本方針」のもと、収益力、効率性の一層の強化を図り、強靱な企業体質を構築し、持続的な企業価値増大を目指してまいります。

「新中期経営計画基本方針」

「Global Challenge 2010」

～グローバル市場でさらなる飛躍へ～

グローバル成長市場での事業強化と、全ステークホルダーを重視した企業経営により、持続的な企業価値増大を目指す。

- 1) さらなる成長性・収益性の追求
 - ・アジアを中心とした海外売上拡大、海外事業展開の強化
 - ・技術優位性の強化・確立と、次世代技術イノベーションの追求
 - ・事業拡充、シナジー効果を目的とした企業提携・M & Aの推進
 - ・少子高齢化を見据えた国内生産性の向上と海外生産の推進
 - ・人材力における質と量の強化
- 2) R O A ・ R O E を意識した経営の推進
 - ・資源の効率活用と利益ある成長を両立させた事業戦略の推進（R O A の向上）
 - ・成長投資、財務健全性の確保、株主還元のバランスを考慮した企業収益の適正配分（R O E の向上）
- 3) 企業風土の革新
 - ・プライド、夢、高い倫理観、学習意欲、C S R 意識を持ち、最高の生産性・品質を実現するとともに、更なる成長を追求する環境・風土の構築
 - ・省エネルギー、環境保全に寄与する製品開発と事業運営の推進

「新中期経営計画目標数値」

	平成19年度実績	平成20年度計画	平成22年度目標	平成26年度目標 (ご参考)
売上高	1,742億円	1,780億円	2,100億円	2,600億円
営業利益	194億円	184億円	260億円	360億円
営業利益率	11.2%	10.3%	12.4%	
当期純利益	110億円	113億円	155億円	
ROA	6.8%	6.7%	7.8%	
ROE	14.7%	13.9%	15.2%	
3カ年累計設備投資額			300億円	
3カ年累計研究開発費			140億円	

(注) 平成17年5月策定「長期ビジョン」の平成26年度目標数値を変更いたしました。

中期経営計画の達成に向けた取り組み

中期経営計画の達成に向け、「事業ポートフォリオ経営による成長性と収益性の達成」「総合技術力の強化」「人的資源の最適活用と人材力の強化」をグループ重点課題と位置付け、以下のとおり施策の立案・実行及び制度、仕組みの構築・実践を推進します。

- 1) 事業ポートフォリオ経営による成長性と収益性の達成
成長分野におけるさらなる事業拡大、及びコア技術を活用した新製品の開発強化に向け、積極的な資源投入を図ります。
 - ・建設機械用機器の生産能力増強（海外拠点の新設・拡充、国内工場生産能力の増強）
 - ・風力発電機用機器事業の拡充
 - ・鉄道車両関連機器のグローバル展開の強化
 - ・精密減速機技術をコアとした新製品の開発と市場投入
- 2) 総合技術力の強化
開発・製造・品質保証の全分野に亘る総合技術力を強化し、顧客へ優れた製品を提供するとともに、競合他社に対する性能・品質・コスト優位性の維持・向上を目指します。
 - ・イノベーションを絶え間なく起こす組織風土の醸成
 - ・生産技術力の強化によるコスト優位性の維持・向上
 - ・品質向上体制の強化
- 3) 人的資源の最適活用と人材力の飛躍的強化
人的資源が事業の基盤であるとの認識の下、人的資源の最適活用と人材力の強化を図ります。
 - ・重点戦略事業への人的資源の集中投入
 - ・人材育成プログラムの強化

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	平成16年度 第2期	平成17年度 第3期	平成18年度 第4期	平成19年度 第5期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	137,960	147,427	161,444	174,254
経常利益(百万円)	11,306	14,481	16,869	20,061
当期純利益(百万円)	5,625	8,211	9,783	11,025
自己資本利益率(ROE)	11.2%	14.1%	14.3%	14.7%
1株当たり当期純利益(円)	43.70	64.05	77.10	86.77
純資産(百万円)	52,471	64,189	77,109	82,492
1株当たり純資産額(円)	412.75	505.59	575.19	609.08
総資産(百万円)	133,602	146,894	163,223	163,317

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。
なお、期中の平均株式数は発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 第4期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ナブコドア株式会社	848百万円	63.4%	自動ドア等の販売・据付
東洋自動機株式会社	245百万円	100.0%	食品向包装機械の製造・販売
ナブテスコサービス株式会社	300百万円	100.0%	輸送用機器の販売・据付・メンテナンス
上海納博特斯克液压有限公司	1,450万米ドル	51.0%	油圧機器の製造・販売・メンテナンス
Nabtesco Precision Europe GmbH	51.1千ユーロ	100.0%	精密減速機の販売
Nabtesco Aerospace Inc.	100万米ドル	100.0% (100.0%)	航空機器の製造・販売・メンテナンス

(注) 当社の出資比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。

(7) 主要な事業セグメント

事業区分	主要品目
精密機器事業	精密減速機、精密アクチュエーター、三次元光造形装置、真空装置、高性能熱制御デバイス
輸送用機器事業	鉄道車両用ブレーキ・ドア装置、商用車用エアブレーキ装置、船用エンジン制御装置
航空・油圧機器事業	航空機用機器、建設機械用走行モーター、風力発電機用駆動装置
産業用機器事業	建物用自動ドア、鉄道用プラットホームドア、食品向け包装機械、専用工作機械

(8) 主要な事業所 当社

名称	所在地
本社	東京都港区
山形工場	山形県村山市
岐阜工場	岐阜県垂井町
垂井工場	岐阜県垂井町
津工場	三重県津市
神戸工場	兵庫県神戸市
甲南工場	兵庫県神戸市
西神戸工場	兵庫県神戸市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
神戸営業所	兵庫県神戸市
北九州営業所	福岡県北九州市

子会社

名称	所在地
ナブコドア株式会社	大阪府大阪市
東洋自動機株式会社	東京都港区
ナプテスコサービス株式会社	東京都品川区
上海納博特斯克液圧有限公司	中国 上海市
Nabtesco Precision Europe GmbH	ドイツ デュッセルドルフ市
Nabtesco Aerospace Inc.	米国 ワシントン州
Nabtesco Power Control (Thailand) Co.,Ltd.	タイ チョンブリ県

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,884名	122名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については従業員の100分の10未満のため記載を省略しています。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,600百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	4,011百万円
株式会社三井住友銀行	1,040百万円

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、コアとなる事業への経営資源の集中による経営基盤の強化に取り組んできましたが、インドネシアの持分法適用会社P.T. PAMINDO TIGA Tについて、同社の事業と当社のコア事業とのシナジー効果が薄いことから、平成19年3月の保有株式の一部売却（18.0%）に引続き、平成19年12月に保有していた株式のすべて（32.9%）を売却いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 127,212,607株

(3) 株主数 8,405名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	議決権比率
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	15,100 千株	12.02 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,841 千株	6.24 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,240 千株	5.76 %
帝 人 株 式 会 社	6,935 千株	5.52 %
タイヨウ ファンド・エル・ピー	6,577 千株	5.23 %
ステート ストリート バンク アンド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー	4,417 千株	3.52 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口)	4,011 千株	3.19 %
株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	3,265 千株	2.60 %
ユービーエス エージ ロンドン アカウト アイビービー セグリゲイテッド クライアント アカウト	2,854 千株	2.27 %
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	1,927 千株	1.53 %

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

新株予約権の数

55個

目的となる株式の種類及び数

普通株式 55,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)

新株予約権の区分別合計

	発行回次	行使価格	行使期間	個数	保有者数
取締役	第2回新株予約権 (平成17年6月24日)	860円	平成19年8月10日から 平成22年8月9日まで	55個	5名

(注) 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項の状況

【円貨建転換社債型新株予約権付社債の内容】

平成18年11月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の内容

(ア)社債の総額

110億円

(イ)社債の利率

本社債には利息を付さない。

(ウ)社債の発行日

平成18年12月15日

(エ)償還の方法及び期日

平成23年12月15日に本社債の額面金額の100%で償還する。

(オ)募集方法

幹事引受会社であるNomura Bank (Switzerland) Ltd.を買取人とする総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場における募集。

新株予約権の内容

(ア)社債に付された新株予約権の総数

11,000個

(イ)本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額2,000円で除した数とする。

- (ウ)新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
- (エ)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - (a) 新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - (b) 転換価額は、2,000円とする。
- (オ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (カ)新株予約権を行使することができる期間
平成18年12月29日から平成23年12月1日の銀行営業終了時（チューリッヒ時間）までとする。
- (キ)その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

4．会社の役員状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	松 本 和 幸	最高経営責任者（ＣＥＯ）
代表取締役 専務取締役	秋 山 晋 一	企画本部長
常務取締役	児 山 立 平	鉄道カンパニー社長
常務取締役	阿 部 裕	ナブコカンパニー社長
常務取締役	佐 和 博	パワーコントロールカンパニー社長
常務取締役	*松 田 保	コンプライアンス本部長
取 締 役	*中 村 秀 一	総務・人事本部長
取 締 役	坪 内 繁 樹	精機カンパニー社長
取 締 役	井 上 陽 一	技術本部長
取 締 役	川 田 豊	
常勤監査役	松 田 孝 介	
常勤監査役	*野 上 達 夫	
監 査 役	石 丸 哲 也	
監 査 役	柴 山 高 一	
監 査 役	*山 田 正 彦	

- (注) 1. *印で表示の各氏は、平成19年6月26日開催の第4回定時株主総会において、新たに取締役及び監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役阿部裕氏は、平成20年5月8日に逝去しました。
3. 取締役川田豊氏は、社外取締役であります。
4. 監査役のうち石丸哲也、柴山高一、山田正彦の3氏は、社外監査役であります。
5. 監査役野上達夫氏は、一部上場会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役石丸哲也氏は、一部上場会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外監査役柴山高一氏は公認会計士、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	9名	238百万円	平成18年6月の株主総会決議に基づく報酬 限度額 取締役 年額 300百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	58百万円 (18百万円)	当社設立に係る平成15年6月の株主総会決議に基づく報酬限度額 監査役 月額 6百万円(年額72百万円)
計	14名	297百万円	

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当期中に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額61百万円(取締役54百万円、監査役7百万円)を含んでおります。
2. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額37百万円を支給しております。
3. 本定時株主総会での株主の皆さまのご承認を条件に、退任予定の取締役2名、監査役1名並びに平成20年5月8日に逝去しました故取締役阿部裕氏のご遺族に対し、退職慰労金として総額97百万円(取締役78百万円、監査役19百万円)を支給する予定です。
4. 上記対象人員には、無報酬の社外取締役1名を除いております。

(3) 社外役員に関する事項 兼任その他の状況

区 分	氏 名	兼任先会社名	兼任の内容
社外取締役	川 田 豊	株式会社神戸製鋼所	常務執行役員
社外監査役	石 丸 哲 也	帝人ファーマ株式会社	常勤監査役
	柴 山 高 一	ソフトバンク株式会社	社外監査役
	山 田 正 彦	アイシン軽金属株式会社	顧問

株式会社神戸製鋼所は当社発行済株式総数の10分の1以上の数の株式を有する株主であります。

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	川田 豊	75.0%		社外取締役としての立場から、必要な発言・助言がありました。
監査役	石丸 哲也	93.8%	100.0%	社外監査役としての立場から、専門・経験を踏まえた発言・助言がありました。
監査役	柴山 高一	100.0%	91.7%	
監査役	山田 正彦	100.0%	100.0%	

山田正彦氏の社外監査役就任は当期中の6月26日のため、6月26日以降出席すべき監査役会の回数は9回、取締役会の回数は13回ですが、そのすべてに出席しております。(当期中の総開催数は監査役会12回、取締役会16回です。)

責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役及び社外監査役との責任限定契約に関する規定を設けております。当社は、当社定款に基づき当社が社外取締役川田豊氏、社外監査役石丸哲也氏、同柴山高一氏、同山田正彦氏の4氏との間で責任限定契約を締結しております。同契約の内容は次のとおりです。

同契約は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、賠償責任限度額を1千万円または法令が定める額とのいずれか高い額とするものです。

上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとします。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の合計額	37百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社の重要な子会社のうち、上海納博特斯克液压有限公司、Nabtesco Precision Europe GmbH、Nabtesco Aerospace Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は同監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務である財務報告に係る内部統制についてのアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

取締役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6．業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社グループの内部統制においては、企業理念、企業倫理綱領及びグループ行動基準を適正かつ公正な事業活動の拠り所とし、取締役、監査役及び全てのグループ社員はこれらを遵守することを基本とする。

当社の業務執行は、執行役員制及びカンパニー制に基づいて行い、これを統制する企業統治体制として取締役会、監査役（会）及び会計監査人を置く。また業務執行上の重要事項を審議する機関として、マネジメント・コミッティを設置する。

内部統制推進の最高責任者はCEOとし、その推進においてCEOを補佐するため、コンプライアンス本部を設置する。また、CEOは内部統制システムの整備にあたり、随時監査役と連携する。

取締役会は、事業環境や社会的要請の変化、法規制の改正、リスクの多様化等に応じて内部統制システムの整備に関し継続的に検討を重ね、毎年一回その他必要に応じ見直しを行う。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、企業人として企業理念、企業倫理綱領、グループ行動基準の遵守はもとより、社会の一員として社会規範・倫理に則した行動を行い、健全な企業文化の維持形成に努める。

取締役（会）は、法令、定款、取締役会規則及びグループ責任・権限規程等に規定される経営上の重要事項について、適切に意思決定を行う。

取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役に報告する。また、各取締役は、他の取締役を含め業務執行について法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役（会）へ報告する。

意思決定においては、本社専門スタッフあるいは外部専門家の専門意見を聴取することを徹底することで、判断の合理性、適法性を確保する。

社外取締役、社外監査役による外部からの多面的かつ公正な観点からのアドバイスを通じて、取締役会は適正な判断を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の情報（文書及び電磁的記録。以下同じ。）について、法令及び社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に作成及び保存・管理を行う。

(a) 株主総会議事録及びその関連資料

- (b) 取締役会議事録及びその関連資料
- (c) マネジメント・コミッティ等、取締役が主催する重要な会議体の議事内容の記録及び関連資料
- (d) 取締役が決定者となる決定通知書及び付属書類
- (e) その他取締役の職務の執行に関する重要な書類

上記に定める情報の作成及び保存・管理における責任者は、それぞれの会議体議長または別途定められた取締役、決定者あるいは職務執行取締役とする。

電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に関し、損益、資産効率、品質、災害等の状況が取締役に適正かつタイムリーに報告される体制を整備し、リスクの早期発見に努め、損失の極小化を図る。

以下の事項に対し、リスクの管理及び損失の予防を行うため、グループ横断的な組織の設置、社内規程の整備を行う。

- (a) 事業環境や業界構造の変化及び新技術、新規参入への対処の遅れ等に起因する事業の機会損失リスク
- (b) 取締役、使用人の不適切な判断、業務処理あるいは重過失、不正行為等に起因する事業運営リスク
- (c) カントリーリスクや販売先・仕入先の与信等に起因する代金回収不能・調達支障リスク
- (d) 所有する金融資産や金利・為替の変動等に起因する金融リスク
- (e) 基幹システムの停止・動作不良や情報漏洩等のITリスク
- (f) 契約の不備、知的財産権の侵害等に起因する訴訟リスク
- (g) E S H (Environment, Safety & Health: 環境・安全・健康) に関するリスク
- (h) P L (Products Liability: 製造物責任) を含む品質に関するリスク
- (i) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

グループ責任・権限規程の遵守・徹底を通じて、意思決定の妥当性・合法性を確保し、リスクの管理を行う。

事故、災害及び重要な品質問題発生時の報告要領を社内規程に定め、それに基づく有事の際の迅速かつ適切な情報伝達及び緊急対応態勢を整備する。

取締役、使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、迅速かつ的確に取締役(会)へ報告するものとし、取締役(会)はその損失を最小限に止めるよう努める。

業務監査部を中心とした本社専門スタッフが、業務上のリスク管理状況を横断的に監査し、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、必要な組織を組成し、それぞれの業務分掌を定める。取締役は取締役会決議により業務を分担し、業務分掌に基づき業務を執行する。

当社の事業内容、事業特性に鑑み、執行役員制・カンパニー制を採る。グループ責任・権限規程に基づき、取締役会の留保権限並びにCEO、各執行役員（業務担当取締役を含む。以下同じ。）への委譲権限を明確にする。

CEO及び執行役員は、グループ責任・権限規程に基づき必要な意思決定手続を行った上で、業務執行及び業務報告を行う。

取締役会付議事項のうち業務執行に係るものについては、マネジメント・コミティで事前審議を行い論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の適正化及び効率化を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

CEO並びに各執行役員は、使用人に対し企業理念、企業倫理綱領及びグループ行動基準の浸透及び実践的運用の徹底を図る。

コンプライアンスに関する専門部署を設置し、社会情勢及び法改正等に則したコンプライアンス体制の見直しと、使用人に対するグループ横断的なコンプライアンス教育を行う。

使用人は当社グループにおける不正行為の通報義務を有し、その手段の一つとして企業倫理ホットラインを開設する。企業倫理ホットラインの運用を通じ、通常の職制ラインでは報告されない情報の収集及び適切な措置を施すことにより、法令違反を牽制する。

使用人の業務執行においては、法務部等の本社専門スタッフあるいは外部専門家の専門意見を聴取することを徹底し、適法性・適正性を確保する。

(6) 当社並びに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部統制に係る理念、方針は全てグループ適用とし、グループ全体への浸透と統一化を図る。

グループ会社管理規程を制定し子会社の管理区分及び管理事項を規定するとともに、子会社の規模及び重要性（当社グループへの影響度合い）及び子会社の自主健全性を勘案し、グループ責任・権限体系を定める。

全部連結を採用し全子会社の業績を当社連結業績に適切に反映させ、かつ管理連結を採用しカンパニー連結での業績評価を行うことで、子会社の事業運営の適正化、効率化及び財務報告の質的向上を図る。

子会社の社外取締役、社外監査役を当社より派遣し意思決定及び業務執行の適正化を図るとともに、グループ監査役会を通じて、子会社における監査の均質化と充実を図る。

当社の業務監査部において子会社に対する内部監査を実施し、監査を通じて業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。また、当社が運用している企業倫理ホットラインは子会社も対象にしている。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役（会）から補助人設置の要請があった場合は、監査役（会）との事前協議の上、速やかに当該補助人を確保する。
- (8) 前号の補助人の取締役からの独立性に関する事項
前号の補助人を設けた場合、取締役からの独立性を確保するため、当該補助人の人事異動及び人事考課は、監査役（会）との事前合議の上、決定する。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役はマネジメント・コミッティ他、全ての重要会議に出席できる体制とする。
監査役は全ての経営情報が閲覧できる体制とする。
取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を監査役（会）に報告する。
取締役及び使用人は、監査役が当事業の報告を求めた場合、または当社の業務及び財産の状況の調査をする場合は、迅速かつ適切に対応する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要会議への出席及び経営情報の閲覧が可能であり、取締役と同等の情報に基づいた監査が実施できる体制とする。
CEO及び専務取締役は、監査役（会）との意見交換会を定期的を開催する。
監査役はマネジメント・コミッティに出席し、業務執行における意思決定プロセスのチェックができる体制とする。
監査役は会計監査人及び経理部と定期的に意見交換を行い、財務報告の適正性について確認ができる体制とする。
監査役はコンプライアンス推進部及び業務監査部と定期的に監査状況の報告及び監査に関する意見交換を行い、監査業務の充実を図ることができる体制とする。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、平成19年6月26日開催の定時株主総会の承認を得て、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入いたしました。

(1) 基本方針の内容

当社グループは、航空機用機器、新幹線向けをはじめとする鉄道車両用機器、商用車用のブレーキ機器、産業用ロボット向けを主とした精密減速機、建設機械用油圧機器、自動ドア、船舶用遠隔操縦装置など「空・陸・海」をカバーする幅広いモーションコントロール製品を扱っており、これらを4つの事業セグメント（精密機器、輸送用機器、航空・油圧機器、産業用機器）に区分し運営しております。各事業はそれぞれが独自の市場を形成し、特定の用途市場において国内外で高いシェアの製品を有しているとともに、他社には見られない独特のシナジーを生み出しています。

また、当社グループのお客さまは、それぞれの業界において世界トップクラスの企業であります。そのお客さまと築き上げてきた信頼関係も、当社グループにとっての企業価値の源泉であると認識しております。

当社グループが今後さらなる成長を遂げ企業価値向上を果たすためには、シナジーを最大化し、お客さまとの信頼関係をさらに強化していくことが必要であり、これらを実現するためには、個別最適、つまり各事業の独自性と、全体最適、つまり基盤技術・ノウハウ・人材の横断的かつ有機的な活用のバランスを取ることが必要不可欠であると考えております。

当社では、当社グループを構成する事業全体を十分に把握した上で、迅速かつ適正な意思決定が実行できるコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。

当社グループの企業価値の源泉が、以上で述べましたような当社グループが築き上げてきた経営資源に存することに鑑み、特定の者またはグループが、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社が導入する敵対的買収防衛策に関する基本方針といたします。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは「ナブテスコは、独創的なモーションコントロール技術で、移動・生活空間に安全・安心・快適を提供します。」を企業理念に掲げ、平成26年度の当社グループの目指すべき姿として長期ビジョンを設定するとともに、その達成に向けた実行計画として平成20年5月に平成20年度から平成22年度の3ヵ年を対象とする新中期経営計画「Global Challenge 2010」を策定しました。その達成のため全社一丸となって諸施策に取り組んでまいります。

新中期経営計画の内容につきましては、6頁から7頁に記載しております。

また当社は、当社グループの永続的な価値の増大を目指すとともに、株主さまをはじめとするステークホルダーからさらに信頼される会社になるため、法令遵守はもとより、高い透明性と倫理観に基づく企業経営の実践に努めております。

当社は、当社グループの事業内容、事業特性に鑑み、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的として執行役員制・カンパニー制を採用するとともに、これを統制する企業統治体制として取締役会、監査役（会）及び会計監査人を設置しており、業務執行、経営上の意思決定・監督、経営監視の機能を明確に区分しております。

さらに、業務執行上の重要事項を審議する機関として、マネジメント・コミッティを設置しております。マネジメント・コミッティには常勤監査役も出席し、重要な取締役会付議案件は事前に審議し論点を整理した上で取締役会に上程することで、取締役会における意思決定の適正化及び効率化を図っております。

これらの体制を整備、強化することにより、業務執行の敏速性及び機動性を維持しつつ、企業統治体制の強化と責任の明確化を図り、当社グループの企業価値向上に資する効率的かつ透明性の高い企業経営を実現いたします。

かかる取り組みは当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであり、上記(1)で述べた基本方針に沿うものであります。

(3) 本買収防衛策の内容

本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、事前警告型買収防衛策であり、当社グループの企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得するため大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、1.事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、2.大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、3.株主の皆さまへの当社経営陣の計画や代替案等の提示、及び大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

情報提供の要求

大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役としての意見形成のために必要かつ十分な情報（必要情報）、並びに大規模買付者が大規模買付行為に際して本買収防衛策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（意向表明書）を提出していただきます。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して必要情報及び意向表明書の提供を完了した後60営業日を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、この期間の経過後にのみ開始させるべきものとします。

独立委員会の設置と勧告手続

当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。独立委員会は、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

ア．大規模買付者が本買収防衛策に定められた手続を遵守した場合

大規模買付者が本買収防衛策に定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。ただし、本買収防衛策に定められた手続が遵守されている場合であっても、独立委員会は、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうと判断したときは、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

イ．大規模買付者が本買収防衛策に定められた手続を遵守しない場合

大規模買付者により、本買収防衛策に定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白である場合、その他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

対抗措置の具体的な内容

当社が本買収防衛策に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款が取締役会の権限として認める措置とします。

本買収防衛策の有効期間

本買収防衛策の有効期間は、平成19年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から3年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本買収防衛策を廃止することができます。また、当社は、当社取締役会において、本買収防衛策の有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本買収防衛策を修正し、または変更する場合があります。

- (4) 本買収防衛策が基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本買収防衛策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性確保の原則）を充足しており、高度な合理性を有するものであります。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本買収防衛策は、当社グループの企業価値及び株主の皆さまの共同の利益の確保・向上を目的としております。

事前の開示

当社は、平成19年5月8日に本買収防衛策について予め開示しており、今後も、法令及び関係のある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

株主意思の重視

本買収防衛策の有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本買収防衛策の廃止が決定された場合には、その時点で本買収防衛策は廃止されることになり、その意味で本買収防衛策の消長は、株主の皆さまのご意思に基づくこととなっております。

また本買収防衛策の有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において廃止が決定された場合にもその時点で本買収防衛策は廃止されることとなりますが、当社の取締役の任期は1年とされていますので、当社取締役の選任議案を通じて本買収防衛策の消長につき1年毎に株主の皆さまのご意思が反映されます。

独立委員会の設置

本買収防衛策の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、社外監査役及び社外有識者から構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

当社の株主総会または株主総会で選任された取締役会によりいつでも廃止することができるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(99,237)	流動負債	(58,182)
現金及び預金	11,131	支払手形及び買掛金	31,462
受取手形及び売掛金	46,641	短期借入金	9,110
有価証券	19,000	一年内返済予定の長期借入金	3,004
たな卸資産	18,421	未払法人税等	3,215
繰延税金資産	2,826	製品保証引当金	870
その他	1,353	土壤改良損失引当金	470
貸倒引当金	△137	その他	10,048
固定資産	(64,079)	固定負債	(22,642)
有形固定資産	(43,346)	社 債	11,000
建物及び構築物	15,712	退職給付引当金	10,504
機械装置及び運搬具	9,624	役員退職慰労引当金	286
工具器具及び備品	2,227	繰延税金負債	40
土地	14,472	負ののれん	289
建設仮勘定	1,308	その他	520
無形固定資産	(1,382)	負債合計	80,824
ソフトウェア	698	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	483	株主資本	(74,777)
その他	200	資本金	10,000
投資その他の資産	(19,350)	資本剰余金	17,500
投資有価証券	16,674	利益剰余金	47,412
繰延税金資産	1,334	自己株式	△135
その他	1,559	評価・換算差額等	(2,642)
貸倒引当金	△217	その他有価証券評価差額金	2,189
		繰延ヘッジ損益	6
		為替換算調整勘定	446
		少数株主持分	(5,071)
資産合計	163,317	純資産合計	82,492
		負債・純資産合計	163,317

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		174,254
売 上 原 価		132,641
売 上 総 利 益		41,612
販売費及び一般管理費		22,182
営 業 利 益		19,429
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	79	
受 取 配 当 金	226	
貸 貸 料 収 益	244	
持分法による投資利益	973	
そ の 他	303	1,827
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	176	
た な 卸 資 産 処 分 損	590	
為 替 差 損	287	
そ の 他	141	1,196
経 常 利 益		20,061
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6	
ゴルフ会員権売却益	22	
貸倒引当金戻入益	101	130
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	230	
関係会社株式売却損	329	
投資有価証券評価損	5	
ゴルフ会員権評価損	3	
事業撤退損	499	
関係会社整理損	217	
退職給付制度移行損失	473	1,758
税金等調整前当期純利益		18,432
法人税、住民税及び事業税	5,871	
法人税等調整額	498	6,369
少数株主利益		1,037
当 期 純 利 益		11,025

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	10,000	17,583	38,304	△209	65,679
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,905		△1,905
当期純利益			11,025		11,025
自己株式の取得				△196	△196
自己株式の処分		△82		269	187
在外子会社法定基金繰入額			△11		△11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△82	9,107	73	9,098
平成20年3月31日残高	10,000	17,500	47,412	△135	74,777

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	7,498	—	△124	7,374	4,056	77,109
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,905
当期純利益						11,025
自己株式の取得						△196
自己株式の処分						187
在外子会社法定基金繰入額						△11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△5,308	6	570	△4,731	1,015	△3,716
連結会計年度中の変動額合計	△5,308	6	570	△4,731	1,015	5,382
平成20年3月31日残高	2,189	6	446	2,642	5,071	82,492

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数……32社

主要会社名：ナブコドア(株)、東洋自動機(株)、ナブテスコサービス(株)、Nabtesco Precision Europe GmbH

台湾納博特斯克科技股份有限公司は、平成19年4月16日付にて新規に設立し、また、Nabtesco Power Control (Thailand) Co., Ltd. は平成20年2月19日付にて新規に設立したため、連結の範囲に含めている。なお、連結子会社であった Harmonic Drive Technologies Nabtesco Inc. は、清算手続きが完了したことにより消滅しているため、連結の範囲から除外している。また、エス・テイ・エス(株) 及び ナブコ産業(株) は、平成19年4月1日に当社が吸収合併したことにより消滅しているため、連結の範囲から除外している。

(ロ) 非連結子会社の数…0社

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用関連会社の数……8社

主要会社名：TMTマシナリー(株)、ナブコシステム(株)

P. T. PAMINDO TIGA T は、平成19年12月28日に株式の全部を譲渡したことにより、持分法の適用範囲から除外している。

(ロ) 持分法の適用の手続に関する事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社は、Nabtesco Aerospace Inc.、Nabtesco Motion Control Inc.、Nabtesco USA Inc.、NABCO ENTRANCES, INC.、NABCO ENGINEERING LIMITED、Nabtesco Precision Europe GmbH、NABMIC B. V.、Nabtesco Power Control Europe b.v.、Nabtesco Marine Service Singapore Pte Ltd、Nabtesco Marinetec Co., Ltd.、Nabtesco Automotive Products (Thailand) Co., Ltd.、Nabtesco Power Control (Thailand) Co., Ltd.、上海納博特斯克液压有限公司、納博克自動門(北京)有限公司、納博特斯克鐵路運輸設備(北京)有限公司、上海納博特斯克船用控制設備有限公司及び台湾納博特斯克科技股份有限公司であり、その決算日(12月31日)の計算書類を用いて連結計算書類を作成している。なお、決算日の異なる連結子会社17社については、当該会社の決算日と連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上、必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時 価 法

(3) たな卸資産

評価基準……………原 価 法

（ただし、在外連結子会社の原材料は、主として低価法によっている。）

評価方法

①製品・仕掛品…精密機器事業 : 主として総平均法

輸送用機器事業 : 主として移動平均法

航空・油圧機器事業 : 主として総平均法（一部は個別法）

産業用機器事業 : 主として移動平均法

②原 材 料…主として移動平均法

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社及び国内……………主として定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び当社の建物については定額法。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、主として3年間均等償却によっている。

在外連結子会社……………主として定額法

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は176百万円それぞれ減少している。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費を含めて計上している。これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が326百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は340百万円それぞれ減少している。

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(ハ)重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

①一般債権……………貸倒実績率法

②貸倒懸念債権及び破産更生債権……………財務内容評価法

(2) 製品保証引当金

製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上している。

(3) 土壌改良損失引当金

当社の旧横須賀工場跡地の一部について土壌汚染が判明したことにより、土壌改良による損失に備えるため、支払見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上している。

なお、数理計算上の差異については、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。過去勤務債務については、発生時に一括費用処理することとしている。

(追加情報)

当社は、平成19年4月1日付で適格退職年金制度を廃止し、退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、確定拠出年金制度等への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っている。

これに伴い、被合併会社（ティーエスコーポレーション㈱及び㈱ナブコ）より引継いだ退職給付制度が統一され、数理計算上の差異の処理年数がそれぞれ14年及び10年であったものを10年としている。

これにより、従来の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が54百万円それぞれ減少している。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規による当連結会計年度末における要支給額を計上している。

(二) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建売上債権、外貨建仕入債務

③ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行わない。

④ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(ホ) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっている。

(ヘ) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却している。ただし、少額なものについては発生時に全額を償却している。

(ト)表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「現金及び預金」に含めていた譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日）が改正されたことに伴い、当連結会計年度より「有価証券」に含めて表示している。

なお、前連結会計年度の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金の額は18,000百万円である。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、営業外収益の「受取利息」に含めていた譲渡性預金に係る利息は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日）が改正されたことに伴い、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示している。

なお、前連結会計年度の営業外収益の「受取利息」に含まれる譲渡性預金に係る利息の額は22百万円である。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	406百万円
土 地	944百万円
合 計	1,351百万円

(2) 担保に係る債務

一年内返済予定 の長期借入金	4百万円
合 計	4百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

74,962百万円

3. 保証債務

- (1) 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証 13百万円
- (2) 連結会社以外の会社の金融機関からのリース債務に対する経営指導念書の差入れ 39百万円
(394千米ドル)

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 127,212,607株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	889	7	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月6日 取締役会	普通株式	1,016	8	平成19年9月30日	平成19年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,016	8	平成20年3月31日	平成20年6月25日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

普通株式 109,000株

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 609円08銭

1株当たり当期純利益 86円77銭

独立監査人の監査報告書

平成20年5月2日

ナブテスコ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宍 戸 通 孝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナブテスコ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	(78,172)	流 動 負 債	(53,163)
現金及び預金	4,319	支払手形	668
受取手形	4,353	買掛金	26,190
売掛金	34,355	短期借入金	8,300
有価証券	19,000	一年以内返済予定の長期借入金	3,000
製品	2,538	未払金	2,703
原材料	5,628	未払法人税等	2,311
仕掛品	3,973	未払費用	3,501
貯蔵品	208	前受金	414
前渡金	183	預り金	4,500
前払費用	115	設備関係支払手形	216
繰延税金資産	2,112	製品保証引当金	870
短期貸付金	2,087	土壌改良損失引当金	470
未収入金	1,009	その他の	15
その他金	95	固 定 負 債	(21,356)
貸倒引当金	△1,809	社債	11,000
固 定 資 産	(58,512)	退職給付引当金	9,403
有形固定資産	(34,823)	役員退職慰労引当金	156
建物	12,826	長期未払金	151
構築物	591	長期預り金	356
機械及び装置	7,453	負債のれ	289
車両及び運搬具	30	負 債 合 計	74,520
工具器具及び備品	1,811		
土地	11,078	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,032	株 主 本 本	(62,247)
無形固定資産	(1,154)	資本金	10,000
特許権	23	資本剰余金	(29,537)
ソフトウェア	604	資本準備金	24,690
ソフトウェア仮勘定	483	その他資本剰余金	4,846
その他	42	利 益 剰 余 金	(22,840)
投資その他の資産	(22,535)	利益準備金	1,076
投資有価証券	13,149	その他利益剰余金	(21,763)
関係会社株	5,822	特別償却準備金	7
関係会社出資金	1,483	資産圧縮積立金	17
長期前払費用	77	繰越利益剰余金	21,739
繰延税金資産	1,348	自 己 株 式	130
その他の	737	評価・換算差額等	(82)
貸倒引当金	△83	その他有価証券評価差額金	△89
		繰延ヘッジ損益	6
資 産 合 計	136,685	純 資 産 合 計	62,165
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	136,685

損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		132,796
売 上 原 価		106,539
売 上 総 利 益		26,256
販売費及び一般管理費		13,021
営 業 利 益		13,235
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	961	
貸 貸 料 収 益	290	
そ の 他	203	1,474
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	194	
た な 卸 資 産 処 分 損	542	
為 替 差 損	245	
そ の 他	97	1,080
経 常 利 益		13,628
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	55	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	22	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	531	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	80	692
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	183	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	15	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	3	
事 業 撤 退 損	499	
退 職 給 付 制 度 移 行 損 失	485	1,187
税 引 前 当 期 純 利 益		13,133
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,982	
法 人 税 等 調 整 額	382	4,364
当 期 純 利 益		8,768

株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から）
（平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高	10,000	24,690	4,929	29,620
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
任意積立金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△82	△82
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	—	△82	△82
平成20年3月31日残高	10,000	24,690	4,846	29,537

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
	利 益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		特別償却準備金	資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	1,076	10	18	14,872	15,977	△203	55,394
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△1,905	△1,905		△1,905
任意積立金の取崩		△3	△0	4	—		—
当期純利益				8,768	8,768		8,768
自己株式の取得						△196	△196
自己株式の処分						269	187
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							—
事業年度中の変動額合計	—	△3	△0	6,867	6,862	73	6,853
平成20年3月31日残高	1,076	7	17	21,739	22,840	△130	62,247

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	5,197	—	5,197	60,591
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,905
任意積立金の取崩				—
当期純利益				8,768
自己株式の取得				△196
自己株式の処分				187
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△5,286	6	△5,279	△5,279
事業年度中の変動額合計	△5,286	6	△5,279	1,574
平成20年3月31日残高	△89	6	△82	62,165

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券

…償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時 価 法

(3) たな卸資産

評価基準……………原 価 法

評価方法

①製品・仕掛品…精密機器事業 : 総平均法

輸送用機器事業 : 移動平均法

航空・油圧機器事業 : 総平均法（一部は個別法）

産業用機器事業 : 移動平均法

②原 材 料……………移動平均法（一部は総平均法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物及び建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用している。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を行っている。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は162百万円それぞれ減少している。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が318百万円、経常利益及び税引前当期純利益は332百万円それぞれ減少している。

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

①一般債権……………貸倒実績率法

②貸倒懸念債権及び破産更生債権……財務内容評価法

(2) 製品保証引当金

製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上している。

(3) 土壌改良損失引当金

旧横須賀工場跡地の一部について土壌汚染が判明したことにより、土壌改良による損失に備えるため、支払見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上している。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。過去勤務債務については、発生時に一括費用処理することとしている。

(追加情報)

当社は、平成19年4月1日付で適格退職年金制度を廃止し、退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、確定拠出年金制度等への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っている。

これに伴い、被合併会社（ティーエスコポーレーション㈱及び㈱ナブコ）より引継いだ退職給付制度が統一され、数理計算上の差異の処理年数がそれぞれ14年及び10年であったものを10年としている。

これにより、従来の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が54百万円それぞれ減少している。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規による当事業年度末における要支給額を計上している。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建売上債権、外貨建仕入債務

③ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行わない。

④ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(4) 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「現金及び預金」に含めていた譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」に含めて表示している。

なお、前事業年度の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金の額は18,000百万円である。

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外収益の「受取利息」に含めていた譲渡性預金に係る利息は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)が改正されたことに伴い、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示している。

なお、前事業年度の営業外収益の「受取利息」に含まれる譲渡性預金に係る利息の額は22百万円である。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	68,683百万円
2. 保証債務	
(1) 関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証	44百万円 (3,000千人民元)
	13百万円
	<hr/>
	58百万円
(2) 関係会社の金融機関からのリース債務に対する経営指導念書の差入れ	39百万円 (394千米ドル)
(3) 関係会社の金融機関からの仕入債務に対する重畳的債務引受	1,695百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	11,580百万円
短期金銭債務	5,407百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売	上	高	30,627百万円
仕	入	高	12,285百万円

(2) 営業取引以外の取引高

受	取	配	当	金	738百万円
賃	貸	料	収	益	233百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普	通	株	式	95,251株
---	---	---	---	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退 職 給 付 引 当 金	3,826百万円
役員退職慰労引当金	63百万円
未 払 金	478百万円
たな卸資産評価損	70百万円
未 払 賞 与	1,067百万円
貸 倒 引 当 金	727百万円
ゴルフ会員権評価損	77百万円
製品保証引当金	354百万円
土壌改良損失引当金	191百万円
負 の の れ ん	117百万円
そ の 他	118百万円
繰延税金資産小計	7,093百万円
評価性引当額	△ 821百万円
繰延税金資産合計	6,271百万円

繰延税金負債

資 産 圧 縮 積 立 金	2,252百万円
その他有価証券評価差額金	550百万円
そ の 他	8百万円
繰延税金負債合計	2,811百万円

繰延税金資産の純額	3,460百万円
-----------	----------

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相 当 額	期末残高相当額
機 械 及 び 装 置	143百万円	101百万円	42百万円
車 両 及 び 運 搬 具	52百万円	22百万円	30百万円
工 具 器 具 及 び 備 品	851百万円	548百万円	302百万円
ソ フ ト ウ ェ ア	213百万円	93百万円	120百万円
合 計	1,260百万円	765百万円	495百万円

(注) 取得価額相当額は、有形固定資産等の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 以 内	215百万円
1 年 超	279百万円
合 計	495百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産等の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支 払 リ ー ス 料	246百万円
減 価 償 却 費 相 当 額	246百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	事業区分	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	ナブテスコ サービス㈱	輸送用機器	100.0	有	製品の 販売等	製品の販売	3,865	売掛金	1,687
子会社	ディーエスヒー トロンクス㈱	精密機器	95.0	無	資金の 援助等	資金の援助	321	短期貸付金	1,423

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 1 製品の販売取引については、市場価格等を勘案し決定している。
- 2 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
- 3 資金の貸付けについては、再建支援のため無利息である。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	489円04銭
1株当たり当期純利益	69円01銭

独立監査人の監査報告書

平成20年5月2日

ナブテスコ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 穴 戸 通 孝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況については、取締役等の説明を受け、精査・確認いたしました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、基本方針の内容及びそのための取組みについて検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確認するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針実現のための取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月8日

ナブテスコ株式会社 監査役会

常勤監査役	松田孝介	印
常勤監査役	野上達夫	印
社外監査役	石丸哲也	印
社外監査役	柴山高一	印
社外監査役	山田正彦	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針は、当社グループ全体の業績をベースに戦略的な成長投資、財務健全性の確保、株主還元のバランスを考慮した企業収益の適正な配分を図ってまいるといふものです。

当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円 総額 1,016,938,848円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成20年6月25日

なお中間配当金を含めました当期の配当金は、前期に比べ1株当たり2円増配の16円となります。

第2号議案 取締役10名選任の件

故取締役阿部裕氏が去る平成20年5月8日に逝去され、また取締役 松本和幸、秋山晋一、児山立平、佐和博、松田保、中村秀一、坪内繁樹、井上陽一、川田豊の9名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
1	松本和幸 (昭和20年9月21日生)	昭和45年4月 帝人製機株式会社入社 平成13年6月 同社取締役 平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長(現任)	71,000株
2	児山立平 (昭和20年10月24日生)	昭和43年4月 帝人製機株式会社入社 平成13年6月 同社執行役員 平成16年6月 当社常務執行役員 平成18年6月 当社常務取締役(現任)、 鉄道カンパニー社長(現任)	32,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
3	佐和博 (昭和22年12月13日生)	昭和45年4月 日本エヤーブレーキ株式会社入社 平成14年6月 株式会社ナブコ取締役 平成15年9月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役(現任)、パワー コントロールカンパニー社長(現 任)	21,000株
4	松田保 (昭和22年2月20日生)	昭和44年4月 帝人製機株式会社入社 平成16年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社コンプライアンス本部長(現 任) 平成19年6月 当社常務取締役(現任)	33,000株
5	坪内繁樹 (昭和25年2月27日生)	昭和50年4月 帝人製機株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 平成15年9月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成18年6月 当社精機カンパニー社長(現任)	31,000株
6	井上陽一 (昭和23年1月1日生)	昭和47年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成14年11月 株式会社ナブコ入社 平成15年6月 同社執行役員 平成16年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 当社技術本部長(現任)	19,800株
7	三代洋右 (昭和27年4月14日生)	昭和50年10月 三菱商事株式会社入社 平成15年8月 帝人製機株式会社入社 平成16年6月 同社油機計画部長 平成18年6月 当社執行役員(現任) 平成19年6月 当社企画本部企画部長(現任)	9,000株
8	今村雄二郎 (昭和26年3月30日生)	昭和51年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成13年4月 株式会社ナブコ入社 平成14年7月 同社機械システム事業部企画担当 参与 平成16年10月 当社船用カンパニー社長(現任) 平成18年6月 当社執行役員(現任)	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
9	青井博之 (昭和27年5月5日生)	昭和50年4月 三菱商事株式会社入社 平成16年4月 帝人製機株式会社入社 平成16年10月 当社法務部長(現任) 平成19年6月 当社執行役員(現任)	4,000株
10	川田豊 (昭和25年6月29日生)	昭和50年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成16年4月 同社執行役員 平成18年4月 同社常務執行役員(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川田豊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
川田豊氏につきましては、株式会社神戸製鋼所の常務執行役員を務められ、豊富な経験と深い見識・能力を有し、それらを当社のコーポレートガバナンスの強化に生かしていただきたいため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
川田豊氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。同契約は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、賠償責任限度額を1千万円または法令が定める額のいずれか高い額とするものです。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 松田孝介、石丸哲也、柴山高一の3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数
1	中村 秀一 (昭和23年3月26日生)	昭和45年4月 帝人製機株式会社入社 平成14年6月 同社執行役員 平成15年6月 同社取締役 平成15年9月 当社執行役員 平成18年6月 当社総務・人事本部長 (現任) 平成19年6月 当社取締役 (現任)	15,000株
2	石丸 哲也 (昭和21年12月20日生)	昭和45年4月 帝人株式会社入社 平成12年6月 帝人エンジニアリング株式会社取締役 平成13年6月 帝人製機株式会社監査役 平成15年9月 当社監査役 (現任) 平成17年6月 帝人エンジニアリング株式会社代表取締役常務取締役 平成19年6月 帝人ファーマ株式会社常勤監査役 (現任)	0株
3	三谷 紘 (昭和20年2月7日生)	昭和42年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和44年4月 検事任官 平成8年4月 最高検察庁 平成9年6月 東京法務局長 平成13年5月 横浜地方検察庁検事正 平成14年7月 公正取引委員会委員 平成19年8月 第一東京弁護士会登録 平成19年9月 TMI 総合法律事務所顧問 (現任)	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村秀一氏は、現在取締役であります。が、本総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任する予定であります。
3. 石丸哲也、三谷紘の2氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者について
(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
石丸哲也氏につきましては、経理財務に関する専門知識及び経営者としての経験を有しており、それらに基づく公正な判断、経営に対する客観性・中立

性を当社のコーポレートガバナンスの強化に生かしていただきたいため、引続き社外監査役として選任をお願いするものです。同氏の社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって、4年9ヶ月であります。

三谷紘氏につきましては、検事、東京法務局長、公正取引委員会委員並びに弁護士として務められ、高度な法律面の知識、さらに組織経営全般に関する高い見識、能力を有しておられることから、それらに基づく公正な判断、経営に対する客観性・中立性を当社のコーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンス維持・向上に生かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

石丸哲也氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また三谷紘氏につきましては本議案をご承認いただいた後に、当社との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。同契約は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、賠償責任限度額を1千万円または法令が定める額のいずれか高い額とするものです。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって退任されます取締役秋山晋一、中村秀一及び監査役松田孝介の3氏並びに平成20年5月8日に逝去されました故取締役阿部裕氏のご遺族に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、退任取締役に対しては総額7,814万円、退任監査役に対しては1,908万円の退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお退任取締役に対しての具体的な金額及びその贈呈時期、方法等は取締役会に、退任監査役に対しての贈呈時期、方法等は監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
秋山晋一	平成16年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社代表取締役専務取締役（現任）
阿部裕	平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成20年5月 逝去
中村秀一	平成19年6月 当社取締役（現任）
松田孝介	平成15年9月 当社常勤監査役（現任）

以上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

●インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえご行使ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. 議決権の行使は、株主総会開催日前日(平成20年6月23日(月曜日))午後6時までの行使分が有効です。議決権行使数の集計などの都合上、できるだけ早めにご行使されますようお願い申し上げます。
3. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
4. 書面及びインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金)などは、株主さまのご負担となります。
なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

パスワードのお取扱い

1. パスワードは、議決権をご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱いください。
2. パスワード入力時に一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従って手続きください。
3. 不正利用防止のため、パスワードのお電話によるご照会にはお答えできません。
4. 今回ご案内するパスワード及び株主さまご本人登録のパスワードは、本株主総会に關してのみ有効です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境が必要です。

1. ハードウェアの条件
 - (1) インターネットにアクセスできる状態であること。
 - (2) 画面の解像度が、横800ドット×縦600ドット(SVGA)以上のモニターを使用できる状態であること。
2. ソフトウェアの条件
 - (1) マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー(Microsoft® Internet Explorer) Version 5.01 Service Pack 2以上のバージョンをインストール(導入)済みで、使用できる状態であること。

(2)アドビシステムズ社アドビリーダー(Adobe®Reader®)Ver. 4.0以上のバージョンをインストール(導入)済みで、使用できる状態であること。

(Microsoft®およびInternet Explorerはマイクロソフト社、Adobe®Reader®はアドビシステムズ社の、米国及び各国での商標、登録商標または製品名です。)

*議決権行使サイト上にて、総会関係資料及び議案内容をご参照されない場合は、上記(2)の条件は必要ありません。

●お問合せ先

インターネットによる議決権行使に際してパソコンの操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

1. インターネットでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル 【電話】 0120-65-2031 (フリーダイヤル) (受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00)

2. 株主さまのご登録の住所・株式数のご照会などは、以下にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター 【電話】 0120-78-2031 (フリーダイヤル) (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

〈メモ欄〉

A series of 20 horizontal dotted lines for writing notes.

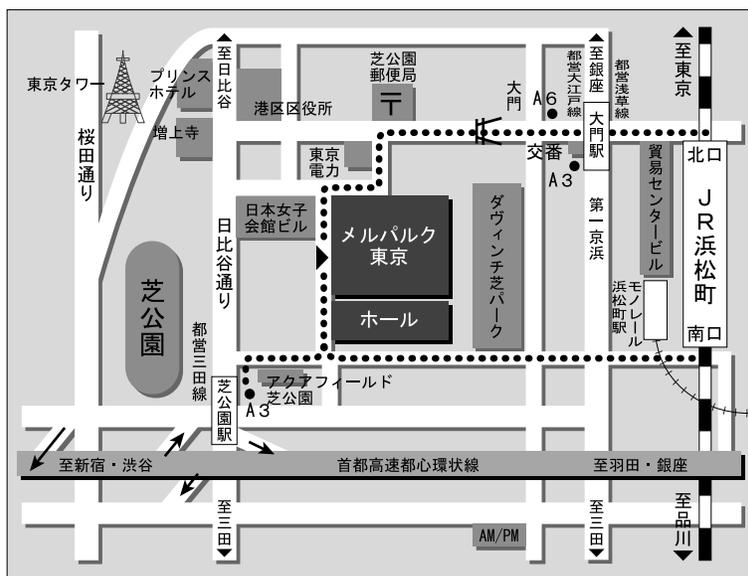
株主総会会場ご案内図

会 場：〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目 5 番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲

地下鉄：芝公園駅（都営三田線）A3出口 徒歩 2分
大 門 駅（都営浅草線・都営大江戸線）A3出口または
A6出口 徒歩 4分

JR京浜東北線・山手線：浜松町駅（北口）徒歩 8分または
（南口）S5階段「金杉橋方面」 徒歩 8分

モノレール：浜松町駅（北口）徒歩 8分



当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。